

令和 8 年度予算編成方針

総 論

国が令和 7 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5」では、「我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。」と述べている。

また、令和 8 年度における国の概算要求に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5 等に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映することを基本的な方針としている。

地方財政に関しては、総務省の令和 8 年度概算要求において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和 7 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

本市においては、これまでの行財政改革の取組により、各種財政指標においては、一定程度健全な状態を維持しているが、今後の財政運営においては、物価高騰の継続などによる歳出増加が懸念されるほか、高齢化の更なる進行に伴う社会保障関係費等の義務的経費に加え、公共施設の老朽化対策経費の増大が見込まれるなど、厳しい財政運営が続くと予測される。

このような中、令和 8 年度の当初予算編成に当たっては、行財政の効率化と基盤強化を追求し、歳入に見合う財政構造への転換に向け、健全な財政運営の徹底に努め、創意と工夫をもってあらゆる方策を探り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、次の基本方針により取り組むものとする。

基本方針

令和 8 年度の予算編成に当たっては、本市のまちづくりの指針である「第 3 次小林市総合計画」の将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかとこ 小林市」の実現を目指すことを基調とする。

あわせて、行財政改革に徹底的に取り組み、厳しい財政状況を職員一人一人が十分認識し、限られた財源の中で市民ニーズに即した選択と集中による効率的・効果的な事業を推進する。

また、社会情勢の変化や制度改正に伴い行政需要も変化し、一般財源や行政職員、いわゆる「行政資源」が漸減する中、「既存事業を全て同一規模で継続」しながら「変化を続ける多様な行政需要に行政資源を追加投入して対応」することは不可能である。

したがって、要求に当たっては、所要財源の積極的な確保を図るとともに以下に留意の上、限られた行政資源の最適活用による事業効果の最大化を図るものとする。

なお、令和8年度当初に市長選挙が行われるため、当初予算は市政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる骨格予算とするが、予算要求については年間を通じた見積もりを行うこととし、当初予算に計上する経費については、予算編成過程で調整する。

1. 通年予算の編成

当初予算は年間を通じて予測される全ての財源と、年度内に必要とされる全ての事業費を要求すること。原則として、制度改正に伴うもの、災害復旧に係るもの、その他緊急を要するもの以外は、年度途中における予算の補正は行わない。

ただし、令和8年度当初予算は、骨格予算であり市長選挙後の6月補正を肉付け予算とする。

なお、要求額の積算に当たっては、社会情勢の変化や制度改正、過去の決算状況等を勘案し、真に必要な額を精査すること。過大な要求は他部署及び総体予算の圧迫要因となることに加え、減額補正を含めた実質的な不用額の増大にも繋がるものであり、財政運営上大きな支障となることから、厳に慎むこと。

2. 第3次小林市総合計画に沿った自律的な予算編成

第3次小林市総合計画に掲げる将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれるじょじょんよかところ 小林市」の実現を目指し、前期基本計画を踏まえ、限られた財源の中で最大の効果を得られるよう、行政評価結果等を反映した自律的な予算編成を行うものとし、部局ごとの枠配分を行う。

具体的には、部局ごとに原則として令和7年度当初予算における一般財源（人件費（会計年度任用職員に係るものを除く。）、扶助費、公債費、他会計への繰出金、一部事務組合への負担金等に係るものを除く。）の額の90%以内とする。

ただし、要求に当たっては、事業の効果や優先度等を精査し、優先度の低いものはスクラップするなど、必要な見直しを行った上で要求すること。

なお、基金繰入金についても、原則として令和7年度当初予算における基金繰入金の額の90%以内とすること。

また、第3次小林総合計画前期基本計画に設定されたリーディングプロジェクトについて、戦略的かつ優先的に取り組むものとする。

3. 終期又は抜本的な見直しの周期

適切な見直しがされないまま永続的な事業とならないよう、新規事業はもちろんのこと、既存事業についても、終期又は抜本的な見直しの周期を原則3年とし、

適切なPDCAサイクルの下で事業を計画すること。

4. 行財政改革の推進

少子高齢化や行政需要の多様化等により、行政事務については、年々増加する傾向にあるが、「ヒト・モノ・カネ」といった行政資源には限りがあることから、業務の在り方について、継続的に見直しを行いながら、創意と工夫を持って予算編成に当たること。

5. 物価高騰・賃金上昇への対応

物価高騰・賃金上昇による社会への影響を的確に捉え、国の動向や本市の財政状況を踏まえたうえで、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、その影響を適切に見込んで要求すること。

6. にしもろ定住自立圏共生ビジョンに係る事業

「第3次にしもろ定住自立圏共生ビジョン」に掲載する事業（えびの市、高原町と確認が取れている事業）のうち、予算を伴う事業について、遺漏のないよう予算計上すること。

また、定住自立圏共生ビジョンに係る事業のうち新規事業となるものについては、各市町首長で構成する協議会での事業承認をもって、承認されたものとして取り扱うこととする。

7. 新規事業に対する財源確保

新規事業については、社会情勢の変化等により新たに必要となった市民サービスへの対応等であることに鑑み、目的、成果、費用対効果及び後年度負担などを検討することはもちろんのこと、必ず既存事業との比較検討を行い、既存事業より優先度が高いと判断した場合は、新たな特定財源又は既存事業の見直し等（廃止・縮小）によって生み出した財源により、要求すること。

8. 投資的経費

投資的経費については、事業の必要性、緊急性、投資効果、優先度等を考慮して要求すること。

また、計画に当たっては、維持管理経費等の後年度負担に配慮すること。

9. 公共ファシリティマネジメントの推進

小林市公共施設個別施設計画等に基づき、公共施設の適正管理を推進するとともに、売却による財源の確保を含め、市有財産の有効活用を図ること。

歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、物価高騰や賃金上昇の影響等を適正に見込むとともに、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国・県の制度改正の動向等の情報収集に努めること。また、正確にその財源を捕捉し、過大、過小とならないよう留意すること。

1. 市税

歳入に占める市税の重要性を認識し、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込額を計上すること。また、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、滞納整理の早期着手、計画的な取り組みなど収納率の向上に最大限の努力を払うこと。

2. 使用料及び手数料

住民負担の公平性及び受益者負担の原則に立ち、物価の変動や人件費を含む必要経費の状況等を十分に検討の上見直しを行い、年間収入見込額を計上すること。

また、各施設利用における減免規定の適用についても、妥当性等を考慮し、見直しに向けた検討を行うものとする。

3. 国・県支出金

国・県支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること。ただし、補助事業に係る義務負担に要する一般財源及び人的資源（事業を担当する職員数）にも限りがあることに鑑み、補助事業ということで安易に対応することなく、必要性・事業効果等について十分に検討すること。

4. 分担金及び負担金

事業の性格、規模等から適正な負担を求め、法令・条例等に基づき、また他自治体の状況等を十分に検討した上で、確実な収入見込額を要求すること。

5. 寄附金

地場産品の認知度やブランド力の向上を図るだけでなく、「モノ」から「コト」への転換を図りながら、本市のふるさと納税（企業版ふるさと納税を含む。）制度による寄附金の増加を図ること。

6. 市債

地方交付税算入措置のある有利な地方債の活用を原則とし、市債残高の縮減と公債費負担の適正化を図るため、当該年度償還元金とのバランスを意識した市債発行とし、過疎債等についても、その有効な活用方法について検討すること。

歳出に関する事項

歳入の増が見込めない状況を深く認識し、歳出予算の計上に当たっては、物価高騰や賃金上昇による社会への影響を的確に捉え、事業の効果、優先度、目的、必要性、実施方法、将来的な見通し等を精査するとともに、限られた予算の中で実施すべき事業の優先度を精査し、優先度の低いものはスクラップすることを基本とする。

その上で、既存事務事業の統合や縮小を検討し、真に必要なものを要求すること。

1. 扶助費

類似団体と比較すると、本市の扶助費の決算額及び経常収支比率に占める割合は、平均値を大きく上回っており、市の財政を圧迫する原因となっている。従って、法令で義務付けられているもの以外については、市が担うべきサービスの範囲や水準が適正なものであるか検証を行い、必要な見直しを行うこと。

また、国の制度改正の動向に十分留意するとともに、決算や支出状況を踏まえ、適正な見直しを行うこと。

2. 負担金

会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめること。

3. 物件費

事務事業の抜本的見直し及び創意工夫を行うことで、効率的な運用を心がけ、全般的な節約に努めるものとする。

特に委託料については、近年の物件費増高における最大要因であることから、委託内容や回数等について検討を行い、職員で対応可能かどうかの見直しを行うとともに、業者の提示する見積書を徹底的に精査し、委託料の見直しについて交渉するなど、節減に努めること。

4. 市単独事業費

事業の必要性、緊急性、補助事業費との関連等について十分検討し、真に市民生活の質の向上と地域の活性化に資するものを優先すること。

5. 補助事業費

国・県の予算編成の動向に留意するとともに、投資効果を十分考慮した上で、長期的観点から効果的に投資が行われるよう綿密な事業計画を立てて要求するものとする。また、近年においては、国・県の予算額の都合上、予算上の補助率を下回る配分しか受けられない事例も見られることから、負担額及び補助率が明確でないものについては、特に慎重な対応を行うこととする。

6. 補助金等

市単独補助金については目的、効果等について可能な限り客観的な分析を加え、既存補助金の廃止を含め徹底した整理及び合理化を図ること（債務負担行為に係るもの等を除く）。

なお、新規補助金については、終期又は抜本的見直しの周期を原則３年と設定し、既存の補助金の廃止又は縮減により財源を捻出することを原則とする。

また、既存補助金について、創設から３年以上経過したものは、現下の社会状況下における必要性をゼロベースで見直し、真に必要なもののみを計上すること。

国・県支出金等の財源のある補助金についても、同様の取扱いとする。

そのほか、補助金の趣旨に鑑み、これまで外部団体への補助金より執行していた職員の旅費については、各課の予算から要求し、外部団体への補助金には含まないこととする。

7. 貸付金

貸付の目的、効果、資金需要等を考慮し、その対象、方法及び条件について検討を加え、真にやむを得ないものに限定するとともに、貸付規模については、過去の実績にこだわることなく最小限にとどめるものとする。

特に、無利子及び低利なものについては、状況を精査した上で貸付利率の見直しに向けた検討を行うものとする。

8. 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計及び公営企業会計についても、要求は一般会計に準じることとし、使用料・保険料などの市民負担の適正化を念頭に財源の確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減・合理化に努め、一般会計からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。